

【重要事項】

1. こどもの家の利用内容

① 保育区分別の開所日

(ア) 通年保育……4月1日から翌年3月31日までの間における市内小学校での学校休業日及び野洲市立学校管理運営規則第3条第1項第3号から第6号までに規定する小学校の休業日（以下「学校休業日」という。）とする。

(イ) 季節保育……学校休業日並びに当該休業日の最初の日前の最後に給食を実施する日の翌日から当該休業日の最初の日の前日までの間及び当該休業日の最終の日の翌日以後最初に給食を実施する日の前日までの日とする。

※ ただし、上記（ア）及び（イ）の開所日のうち日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日は除く。（なお、必要のあるときは変更する場合がある。）

(ウ) 土曜保育……土曜日とする。

※ ただし、上記（ウ）の開所日のうち国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日は除く。（なお、必要のあるときは変更する場合がある。）

② 保育時間

I. 通年保育、季節保育及び土曜保育

(ア) 学校休業日……下校時から18時までの時間

(イ) 学校休業日、土曜保育……8時30分から18時までの時間

II. 延長保育、土曜延長保育及び緊急延長保育（土曜日の場合も同様）

(ア) 早朝延長保育A、土曜早朝延長A、緊急早朝延長保育A

……7時30分から8時30分までの時間

(イ) 早朝延長保育B、土曜早朝延長B、緊急早朝延長保育B

……8時から8時30分までの時間

（緊急早朝延長保育Bに限り、7時30分から8時までの時間も利用可能）

(ウ) 夜間延長保育、土曜夜間延長保育、緊急夜間延長保育

……18時から19時までの時間

③ 保育料

保育の区分	保育の種類	保育料の額
通年保育	—	月額 10,000円
季節保育	春季（4月）季節保育	月額 8,000円
	夏季季節保育	月額（7月分） 9,000円
		月額（8月分） 22,000円
	冬季季節保育	月額（12月分） 6,000円
		月額（1月分） 4,000円
春季（3月）季節保育	月額 8,000円	
土曜保育	通年土曜保育	月額 2,500円
	春季（4月）土曜保育	月額 1,250円
	夏季（7月）土曜保育	月額 1,250円
	夏季（8月）土曜保育	月額 2,500円
	冬季（12月）土曜保育	月額 1,250円
	冬季（1月）土曜保育	月額 1,250円
	春季（3月）土曜保育	月額 1,250円
延長保育	早朝延長保育A	月額 2,000円
	早朝延長保育B	月額 1,000円
	夜間延長保育	月額 2,000円

土曜延長保育	土曜早朝延長保育A	月額 500 円
	土曜早朝延長保育B	月額 250 円
	土曜夜間延長保育	月額 500 円
緊急延長保育	緊急早朝延長保育A	1 回当たり 400円
	緊急早朝延長保育B	1 回当たり 200円
	緊急夜間延長保育	1 回当たり 400円

※ 季節保育の保育料は、野洲市こどもの家条例（以下「条例」という。）第 11 条第 3 項に規定する季節保育の種類（学校休業日毎の種類）に応じて、条例第 12 条第 1 項に規定するそれぞれの保育料の額とする。

※ 土曜保育の保育料は、条例第 11 条第 4 項に規定する土曜保育の種類に応じて、条例第 12 条第 1 項に規定するそれぞれの保育料の額とする。

※ 上記にかかわらず、同一世帯から 2 人以上の児童が利用される場合等の保育料は、条例に規定する保育料とする。

④ 実費相当額（間食費）

間食費は、月額 1,200 円とする。（土曜保育分は除く。）

2. 入所等関係

- ① 入所申請に際しては、野洲市こどもの家入所申請のご案内（以下「案内書」という。）を確認のうえ、申請をすること。
- ② 入所申請は、市の指定する期間に申し込むこと。ただし、諸事情により指定期間内に申請することができない場合は、入所月初日の 14 日前（その日が閉庁日のときは、当該閉庁日前の開庁日）までに必要書類を揃えて、市が指定する窓口で申請をすること。
- ③ 入所日は、通年保育においては月の初日とし、季節保育においては条例第 11 条第 3 項に規定する季節保育が実施される期間の初日を原則とする。
- ④ 入所申請時には、下記必要書類を提出すること。
 - I. こどもの家（学童保育所）入所申請書
 - II. 保護者が労働や家族等の疾病等により昼間に児童の養育が困難な状況がわかる書類（就労証明書、自営業の場合は確定申告書の写し、農業の場合は耕作証明書、学生の場合は入学証明書や在学証明書、疾病の場合は診断書、介護の場合は介護の状況がわかる書類など）
- ⑤ 土曜保育の利用を申請する場合は、条例第 11 条第 4 項に規定する土曜保育の種類に応じ、利用月初日の 14 日前（その日が閉庁日のときは、当該閉庁日前の開庁日）までに市が指定する様式（別途様式）に必要書類を揃えて、市、運営主体者（指定管理の場合は受託者）又は各こどもの家に申請すること。
- ⑥ 延長保育及び土曜延長保育の利用を申請する場合は、利用月初日の 7 日前（その日が閉庁日のときは、当該閉庁日前の開庁日）までに市が指定する各様式（別途様式）で市、運営主体者（指定管理の場合は受託者）又は各こどもの家に申請すること。
- ⑦ 緊急延長保育を利用した場合は、速やかに現に入所しているこどもの家に申請すること。

3. 保育料等関係

- ① 次の場合における保育料（土曜保育、土曜延長保育及び延長保育料を含む。）及び間食費（以下「保育料等」という。）については日割り計算による還付は行わない。
 - I. 月途中の退所
 - II. 家庭の都合や病気などで入所児童がこどもの家を利用しなかった場合
 - III. 台風、地震等の自然災害時における臨時閉鎖及びインフルエンザ等の感染症により、入所児童がこどもの家を利用しなかった場合

4. 納付方法等関係

- ① 保育料等の納付方法は、原則、口座振替による納付とする。
- ② 保育料等の納期限は、利用月の月末（金融機関が休みの場合は翌営業日、12 月は別途指定する日）とする。ただし、緊急延長保育料の納期限は、利用月の翌月の月末とする。

5. その他

- ① 案内書に記載されている入所要件を欠くこととなったときや入所申請内容に異動があったときには、速やかに市役所こども課へ届け出ること。
- ② こどもの家の秩序を著しく乱す等こどもの家の管理運営に支障をきたすと認められるときや保育料等が滞ったときには、退所を命じる場合があること。